但し會費未納及滯納者を加算せず
一、百名未滿は一名
二、百名以上は百名を増す毎に一名宛増員
三、五百名以上は百五十名を増す毎に一名宛増員
四、千名以上は百五十名を増す毎に一名宛増員
五、三千名以上は百名を増す毎に一名宛増員
但し其の端數が半數に達する時は更に一名を選出する事を得
六、地方聯合會、全國的産業別聯合會全國的産業別組合の代表者は選擧を要せずして代議員の資格を持つものとす

第十八條　中央委員會は、本總同盟の執行機關にして、大會に於ける決議の範圍内に於て臨機の決議並に適宜の處置をなす事を得

第十九條　中央委員會は、會長、主事、會計、中央委員を以て組織し、會長隨時之を召集す
但し中央委員三名以上の要求ありたる時は會長は之を召集すべきものとす

第四章　役員

第二十條　本總同盟に、左の役員を置く
會長一名、主事一名、會計一名、中央委員若干名、各部長若干名

第廿一條　會長、主事、會計、中央委員は大會に於て選擧し、部長は中央委員會に於て選擧するものとす
但し中央委員の選擧區及人員、並に解任、補欠に關する規定は、中央委員會に於て定むる所による

第廿二條　會長は、本總同盟を代表し大會及び中央委員會の決議に基き一切の會務を統理す

第廿三條　主事は、會長の指示を受けて會務を處理し、會長不在の時は之を代理す

第廿四條　會計は、本總同盟の金錢出納、並に財産管理に關する一切の事務を處理す

第廿五條　中央委員は、會長と共に連帶責任を有するものとす

第廿六條　部長は、中央委員を補佐し、各部の事務を分擔處理するものとす

第五章　加盟及罰則

第廿七條　本總同盟に加盟せんとする勞働組合は、左の要件を具備し、大會又は中央委員會の承認を得ることを要す
一、本總同盟の主義、綱領、規約を遵守することを誓約すること
二、百名以上の勞働者を以て組織せる勞働組合たること
三、毎月定額の本部費を納附するは勿論、大會及び中央委員會の決議せる臨時費を負擔し、且つ後日脱退し又は脱退せしめらるゝ事あるも、財産上何等の請求をなさゞる事を誓約すること
四、各組合は毎月會費收入の一割以上を從業基金として積立つるものとす
五、組合名稱、會員數、支部數、事務所々在地、創立年月日、組合役員の氏名及び住所、創立より加盟に至る經過の大要等を記入せる加盟申込書を差出す事

第廿八條　本總同盟に加盟することを承認せられたる組合は最初の本部費を納付せる時より左の特權を有す
一、其組合名稱の冠頭に、本總同盟の名稱を冠用し、其組合員は本總同盟の徽章を佩用し得ること
二、本則第十七條の定むる所に從ひ、代議員を選出し大會に派遣し得る事
三、其組合員は本總同盟の主催に係る各種の會合に出席し得る事
四、其組合員は本總同盟に於て行はる、各種事業に對し、事業細則の定むる所により、其の特典に與り得ること

第廿九條　本總同盟加盟組合にして、左の各項の一に該當する者は大會又は中央委員會の決議を以て除名其他の處分をなすものとす
但し此の場合の會議は、定員の三分の二以上の出席を要し、且つ出席員の三分の二以上の同意を以て決す
一、第廿七條第一項に背反したる組合
二、第廿七條第三項の義務を履行せざる組合
三、本總同盟の統制に服せざる組合

第三十條　組合員個人に對する處罰權は其の組合員の所屬組合並に中央委員會にあるものとす
但し本條の適用を受けたる組合員は、順次上級機關に再審判を要求する事を得

第卅一條　中央委員會は、團體間の紛議を裁斷する爲め、必要ある時は臨時機關を設くる事を得

第六章　會計

第卅二條　本總同盟の經費は、本總同盟に加盟せる各組合に於て負擔するものとす
但しその負擔額は別に定む

第卅三條　本總同盟の收入、及支出は、豫算を以て豫め大會の承認を經ることを要し、決算は大會の承認を經べきものとす

第卅四條　本總同盟の會計年度は九月一日より翌年八月三十一日を以てす
但し大會期日變更の際は大會二ヶ月前を以て會計年度とす

第卅五條　本總同盟の會計監査及財産管理に關する責任は、本總同盟役員の全員を以て之を負ふものとす

第七章　補則

第卅六條　本規約は大會の決議を經るにあらざれば之を變更する事を得ず

第卅七條　本則は昭和三年十月九日より之を施行す